★農学研究科 新型コロナウィルス感染防止プロトコル

目的: 農学研究科に所属する構成員のコロナウィルス感染を防止するため、構成員に、頻繁な手洗いと 換気を推奨し、さらに感染が危惧される場所への立ち入りなどの自粛を求める。また毎日、検温や感染が 疑われる諸症状に注意を払い、感染の可能性のある場合は、自宅待機とし、さらに 14 日間の研究科内で の行動履歴についての情報を求める。感染が確定した場合には、当該者や接触可能者に対して、今後の農 学研究科での活動についての相談やメンタルケアを行う。また、報告してもらった行動履歴に基づき、建 物封鎖や消毒などの措置を講じる。

- ★コロナウィルス感染防止プロトコルにより管理される構成員の階層について
- ・管理者の階層は5階層で定義し、対象とする構成員の身分により管理者が異なる

【対象者】 研究科構成員

【直接の連絡先】 指導教員、課題研究・演習担当教員、所属掛長 【危機対応責任者】 専攻長、学科長、危機管理委員会委員長など

【総括責任者】 農学研究科長

【危機対策本部】 大学本部

身分に応じた【対象者】と【直接の連絡先】対照表

A【対象者】	教員	研究員・大学	分属していな	技術職員	事務職員 (農学研究科	
		生・研究室所	い学部学生		に属する掛等に限る。(専攻	
		属学部学生			事務室、総務掛、大学院教	
					務掛、学部教務掛、図書	
					掛))	
B【直接の連絡先】	自分自	指導教員	担任	技術長	総務掛/所属掛長/副	
	身/分野				事務長	
	の長					
C【危機対応責任者】	専攻長	専攻長	学科長	専攻長	事務長/副事務長	
D【総括責任者】	研究科	研究科長/	研究科長/	研究科長/	研究科長/	
	長/危機	危機管理委	危機管理委	危機管理	危機管理委員会	
	管 理 委	員会	員会	委員会		
	員会					

E 最上位階層 危機対策本部(大学本部)

- ★プロトコルにより管理される構成員の階層について
- 対象者の健康状態を●健康者、●発熱者、●濃厚接触者、●感染者に4つに分類する。

濃厚接触者の判断については保健所の基準に従う。

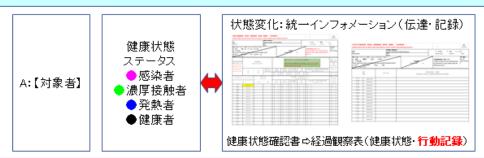
目安として、厚生労働省の令和2年4月8日付けのQ&Aでは、「濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は二つあり、①距離の近さと②時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(目安として2メートル)で一定時間以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、対面で人と人との距離が近い接触(互いに手を伸ばしたら届く距離で2メートル程度)が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境は感染を拡大させるリスクが高いとされています。」

※ 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の意見 URL

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599431.pdf

- ・また、感染危惧時の病状の推移を注意深く相談するため、あるいは感染発症時の治療の手助け、さらに 感染拡大の防止のために、構成員には健康時から、毎日の検温や行動記録を推奨し、発熱、濃厚接触、感 染の状態に推移した場合は、自宅待機を求め、健康状態と行動記録を統一的に授受する。このために、本 部から提供された【経過観察表】に、毎日の行動記録を追加したシートを用いることを推奨する。特に、 濃厚接触者や、感染者になった場合は、シートの提出により行動履歴と、大学内濃厚接触者を特定して、 感染防止に努めるとともに、その後の継続的なシートの更新とデータの授受により、健康状態変化に注 視するとともに、治癒した後、復帰時の健康状態確認に役立てる。
- ★経過観察表の情報記載指示や、その授受においては、個人のプライバシー漏洩や、もし対象者が感染した場合、情報漏洩が起こると、感染者に誹謗・中傷などの被害を及ぼしかねませんので、その取扱いには重々注意ください。行動履歴は、農学研究科構内での履歴のみが必要です。また、あくまでも対象者ご自身で記録・保管され、必要な場合には危機対応責任者が直接収集するなど、慎重な取り扱いを検討中です。

【対象者】の4つの健康状態と健康と行動の統一インフォメーション



感染者になった場合(その他の場合も個人情報として)を考慮して、この経過観察表の<u>行動履歴は大学内に限り</u>、また、データの 漏洩により、感染者となった構成員に被害(<u>中傷、風評、ネットでのいじぬ</u>など)が及ばないように、<u>取り扱いに厳重注意</u>する。

【対象者】の健康保持・感染防止のための階層的なプロトコル



- ・構成員の身分に応じた A~E の管理階層と、4つの健康状態に応じた各階層間でのプロトコルを実施して、構成員の健康保持や感染からの治癒に努めるとともに、大学内でのクラスター感染など、コロナウィルス感染防止に努める。このため、プロトコルには階層間をつなぐ4つのタイプのプロトコルを定義する。
- ・以下、A 対象者、B 直接の連絡先、C 危機対応責任者、D 総括責任者に規定されたプロトコルを、それぞれの階層でのタスクとして整理した説明と、健康状態に依存した具体的なプロトコル詳細の対象表を示す。

①【A 対象者】が行うこと

<●健康者への指示>

【A 対象者】の健康状態=●健康者 の時の行動 (要請)

- ◎コロナウイルス感染防止に努める
- ◎手洗いの敢行
- ◎マスクの着用(入手可能な場合)
- ◎居室の換気を適宜行う

(自粛)

- ◎不要不急の登校
- ◎事務室・学部/大学院教務掛への入室
- ◎長時間、近距離での議論
- ◎感染が危惧される場所でのサークル、アルバイト活動

(推奨)

- ◎毎日の検温
- ◎直近14日前までの大学構内での行動既読・接触者の記録【経過観察表への記入】
- ・注 無症状でもウイルスに感染している人が多発している。 狭い密閉空間に、長時間滞在せず、感染に十分注意を払うこと(大学内外を問わず)
- ・注 海外旅行からの帰国者は、旅行の公私を問わず14日間の自宅待機と大学への報告が要請されている。

<●発熱者への指示>

【A 対象者】の健康状態=●発熱した場合の行動

(要請)

- ◎【B 直接の連絡先】に発熱したことを報告
- ◎注意する有症状(下記)の場合、症状の詳細も報告
- ◎自宅待機(発熱中)
- ◎毎日の検温・症状【経過観察表】への記入・自身で保管
- ◎健康状態に変化がある場合【B 直接の連絡先】に報告
- ◎コロナウイルス感染が確定した場合、以後●感染者の取り扱いを再実施
- ◎下熱時は、【経過観察表】により【B 直接の連絡先】の許可を得て登校・出勤
- ◎ただし、「一度、発熱して、その後下熱しても、3~4日後に再発熱して肺炎を起こしてくる」というケースが見られることから、少なくとも「下熱してから、1週間様子見」が望ましい。(確実なのは「2週間様子見」)。

(推奨)

- ◎直近14日以前までの大学構内での行動記録・接触者の記録
- ◎不安感・悩みがあれば【経過観察表】に記録
- ※ 注意するコロナウイルス感染有症状として、37.5 度以上の発熱、咳、のどの痛み、嗅覚・味覚異常など
- ※ 発熱・咳等の症状が出れば、医療機関には直接行かず、相談窓口又は管轄の保健所に相談
- ※ 相談窓口又は管轄の保健所から指定された医療機関を受診し、新型コロナウイルス要請と診断された場合は●感染者となる。

- <●濃厚接触者(保健所の基準に従って定められた者)への指示>
- ・農学研究科では、保健所の基準に従って定められた者を濃厚接触者として扱う
- 【A 対象者】の健康状態=●濃厚接触者となった場合の行動

(要請)

- ◎【B 直接の連絡先】に「濃厚接触者」となったことを報告
 - ・濃厚接触者となった経緯
 - ・検温後、発熱の有無、注意する有症状※の場合、症状の詳細
 - ・濃厚接触者となる14日前までの大学内の行動・接触者の(できる限り)記録以上を【経過観察表】に記載して自身で保管
- ◎自宅待機(接触発生から14日間まで)(【B 直接の連絡先】)からアドバイス受信】
- ◎健康状態の変更(以下)を記録し、発熱・有症状に変化したら【B 直接の連絡先】に報告
- ◎コロナウイルス感染が確定した場合、以後●感染者の取り扱いを再実施
 - ・毎日の検温・症状の状態
 - ・毎日の不安感・悩み(推奨)
- ◎14日経過後、平熱・無症状であれば【経過観察表】の提出により、【C 危機対応責任者】の許可を得て登校・出勤
- ※ 注意するコロナウイルス感染有症状として、37.5 度以上の発熱、咳、のどの痛み、嗅覚・味覚異常など
- ※ 発熱・咳等の症状が出れば、医療機関には直接行かず、相談窓口又は管轄の保健所に相談
- ※ 相談窓口又は管轄の保健所から指定された医療機関を受診し、新型コロナウイルス要請と診断された場合は●感染者となる。

<●感染者への指示>

【A 対象者】の健康状態=●感染者となった場合の行動

(要請)

- ◎【B 直接の連絡先】に「感染者」となったことを迅速に報告
 - ・ 感染した経緯
 - ・ 検温後、発熱の有無、症状の詳細を報告
 - ・14日前までの大学内の行動・接触者を記録・報告 以上を【経過観察表】に記載して【B 直接の連絡先】に報告
- ◎医療機関/自宅等で治療(PCR検査陰性となるまで)
- ◎健康状態の変化(以下)を記録し、必要があれば【B 直接の連絡先】に報告
 - ・毎日の検温・症状の状態
 - ・毎日の不安感・悩み
- ◎ P C R 検査陰性化後、【経過観察表】を P C R 検査の結果を提出し、【 C 危機対応責任者】の許可を得て登校・出勤※
- ※ PCR検査陰性化、退院後に再燃する症状もあるため、退院後も14日間の自宅待機が望ましい。

②【B 直接の連絡先】の仕事

【B 直接の連絡先】の所掌

自身も【A 対象者】となり得る ⇒ この場合、以下を【C 危機対応責任者】と直接行う

- ◎【A 対象者】の健康状態変化にたいして
 - ●発熱した時
 - ・【A 対象者】の発熱の受信
 - →自宅待機要請(下熱まで)
 - →毎日の検温、症状記録を要請 大学での行動記録の作成を推奨
 - ・【A 対象者】の健康状態改善のアドバイス・監視
 - ・【A 対象者】の下熱を確認して、復帰許可
 - ・【A 対象者】の健康状態変化(感染の危惧)があった場合に【C 危機対応責任者】へ報告
 - ●濃厚接触した時、●感染した時
 - ·【A 対象者】が●濃厚接触者·●感染者が認定された報告を受信
 - →自宅待機要請 (●濃厚接触:14日間・無症状 ●感染:PCR陰性になるまで・無症状)
 - →健康状態の改善のアドバイス(医療機関、PCR検査など)
 - →【経過観察表】の提出依頼・受領及び【C 危機対応責任者】へ迅速に報告
 - ・【A 対象者】の日々の健康状態経過を【C 危機対応責任者】へ【経過観察表】で報告
 - ・【A 対象者】の復帰許可は【C 危機対応責任者】が上記【経過観察表】で確認後に行う

③ 【C 危機対応責任者】の仕事

【C 危機対応責任者】の所掌

- ●感染者発生及び●濃厚接触発生の両方について
- ①【B 直接の連絡先】を介した【A 対象者】の健康状態変化の発生事象の受信と対処の指示及びその後の経過観察の受信と対処の指示 →自宅待機要請の確認(●濃厚接触:14日間・無症状 ●感染:PCR陰性になるまで・無症状)
 - →【経過観察表】を【B 直接の連絡先】から受信
- ②①の事象発生を速やかに総括責任者に報告 その後【経過観察表】を送付する。また、病状経過について総括責任者に報告
- (●感染者発生の場合は毎日)
- ③対象者の業務を他の人に分掌
- ●感染者発生の場合
- ①提出された【経過観察表】の行動履歴をもとに大学内での2次感染の可能性を調査
- ②大学内で濃厚接触が危惧される者があった場合、大学内濃厚接触発生のプロトコル再実施
- ③感染者の行動履歴に基づき、管理建物又はエリアを閉鎖、建物入口に注意看板設置
- ④PCR検査陰性化、無症状を【経過観察表】で確認、状況を記録【D 総括責任者】へ報告して復帰指示
- ●濃厚接触者発生の場合
- ①濃厚接触さがPCR検査陽性となり、感染が確定した場合、●感染者発生のプロトコルを再実施
- ②14日間自宅待機後、【経過観察表】を確認後、状況を記録、【D 総括責任者】へ報告して復帰指示

④ 【D 総括責任者】の仕事

【D 総括責任者】の所掌

●感染者発生及び●濃厚接触発生の両方について

①発生事象を【E 危機対策本部】に報告

⇒事務部

→対象者の情報、発生場所、発生日時、2時感染の可能性の有無など

→【経過観察表】を受信後、【E 危機対策本部】に提出

②症状回復、復帰を【E 危機対策本部】に報告

⇒事務部

→【A 対象者】の現在情報、【経過観察表】など提出

●感染者発生の場合

①保健所、【E 危機対策本部】と連携して消毒

⇒事務部

②リスク管理課への連絡・情報共有

⇒責任者

③大学HPへ感染者発生の情報を掲示(発生日時等)

⇒責任者

④濃厚接触危険情報を共有、建物閉鎖を議論

⇒責任者

●感染した訪問者発生の場合

①【E 危機対策本部】から、感染した訪問者の情報を受信

⇒事務部

②保健所、【E 危機対策本部】と連携して、感染した訪問者の行動履歴をもとに消毒 ⇒事務部

⑤ 連絡先

情報伝達 電話連絡先

075-753-6004 (農学研究科等総務掛)

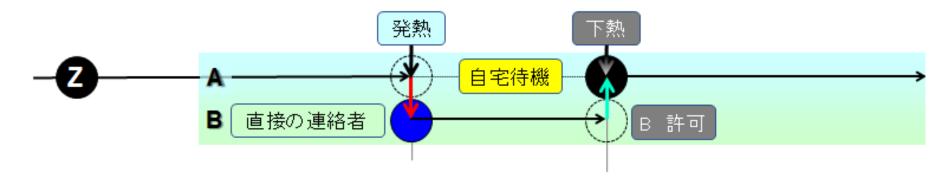
メールアドレス

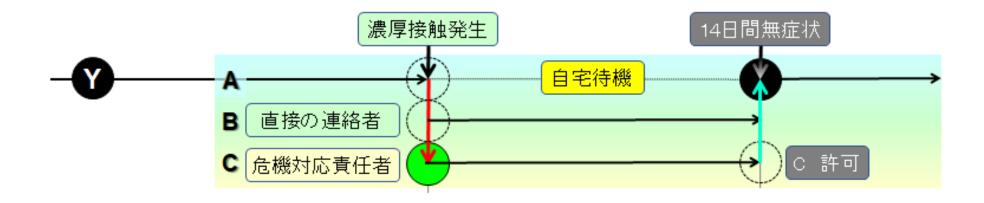
agri-soumu2@mai12.adm.kyoto-u.ac.jp (農学研究科等総務掛)

- ・京都大学 危機対策本部 075-753-2226
- ・帰国者・接触者相談センター 075-222-3421

⑥ 健康状態変化の例 1,2

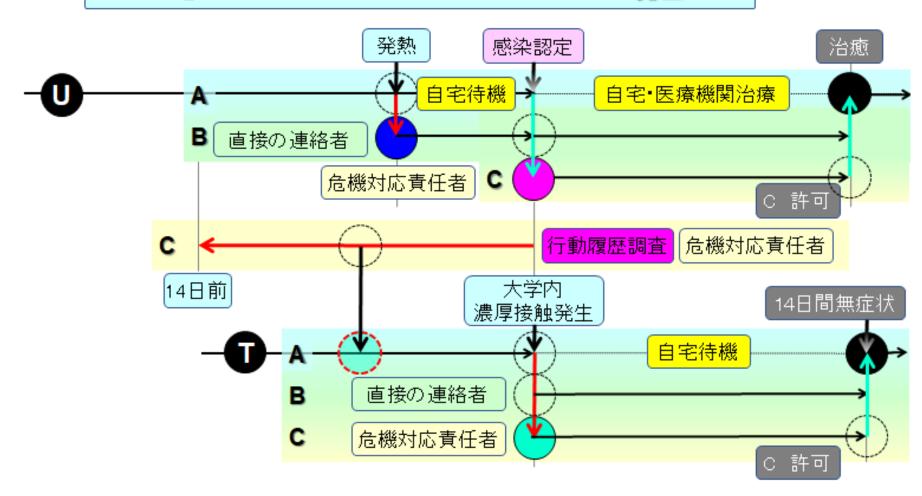
例①発熱者発生 例②濃厚接触者発生(←家族に感染者発生等含む)





例④感染者発生⇨行動履歴調査⇨濃厚接触者 発生 感染者発生 治癒 自宅•医療機関治療 直接の連絡者 C 許可 C 危機対応責任者 14日前 危機対応責任者 C 行動履歴調査 大学内 14日間無症状 濃厚接触発生 自宅待機 直接の連絡者 В C 許可 危機対応責任者

例⑤ 発熱者⇨感染認定⇨大学内濃厚感染者 発生



- ⑦ 対象者の健康状態変化に依存した、各階層に要求されるプロトコルの詳細
- <【A 対象者】⇔【B 直接の連絡先(指導教員・担当教員・事務掛長など)】>
- <【B 直接の連絡先】⇔【C 危機対応責任者】>

A 対象者	対象者状態	●健康者	●発熱者	●濃厚接触者	●感染者
	敢行すること	コロナウィルス感染防止に努める、手洗			
		い・マスク、遠隔講義提供・受講、事務			
		室入室・近距離議論自粛、サークル・ア			
		ルバイト活動自粛			
	① 健康状態と現状連絡		【B 直接の連絡先】へ発熱と現在の症	【B 直接の連絡先】に迅速に報告、そ	【B 直接の連絡先】に迅速に報告、そ
			状、自宅待機を報告	の後濃厚接触者になった経緯、検温、現	の後、感染が判明した経緯、検温、現在
				在の症状、濃厚接触者となる以前の大学	の症状、感染が判明する以前の大学内行
				内行動を【経過観察表】を記載し、自身	動や接触者について、【経過観察表】で
				で保管	提出
	② 自宅待機要請	無	発熱中	▲接触発生日から 14 日間	▲完治まで自宅/病院療養
	③ 毎日の諸症状・体温の記録	推奨	記録要請	記録・報告要請	記録・報告(毎日)要請
	と報告				
	④ 大学内行動記録(直近14日間)	推奨	推奨	記録要請	記録・報告要請
	⑤ 不安感·悩み報告		推奨	推奨	記録・報告要請
	⑥ 病状変化及び発症時		病状変化の報告を行う※1、PCR 検査で	病状変化の報告を行う※1、PCR 検査で	
			感染確定の場合●感染者として再度プ	感染確定の場合●感染者として再度プ	
			ロトコルが実施される※2	ロトコルが実施される※2	
	⑦ 復帰許可		下熱後、記録した健康状態確認書を【B	14 日経過後、記録した健康状態確認書	PCR 陰性化後、【C 危機対応責任者】に
			直接の連絡先】に提出後、許可を得て復	を【C 危機対応責任者】に提出後、許	健康状態報告書と、PCR 検査結果を提出
			帰	可を得て復帰	し許可を得て復帰 注3
	⑧ PCR 検査			実施の場合、実施日と結果報告 注4	実施の場合、実施日と結果報告
B 直接の連絡	報告・指示受信		必要と判断した場合健康状態確認書を	上記情報を速やかに危機対応責任者に	上記情報を速やかに危機対応責任者に
先			提出	連絡・指示を受ける	連絡・指示を受ける

△は保健所及び危機対策本部の指示により行う △は保健所の指示により行う

- ※1 発熱・咳等の症状が出れば、医療機関には直接行かず、相談窓口又は管轄の保健所に相談
- ※2 相談窓口又は管轄の保健所から指定された医療機関を受診し、新型コロナウィルス要請と判断された場合は感染者となる。

【C 危機対応責任者】⇔【D 総括責任者(研究科長)】>

危機管理のプロトコル C 危機対応責任者

C 危機対応責任	対象者状態	●健康者	●発熱者	●濃厚接触者	●感染者	●感染した訪問者
者	① 対象者への指示と		/	自宅待機要請	▲自宅待機要請	
	取得情報の整理・			検温・症状記録	検温・症状記録 (毎日)	
	記録			大学内行動記録指示	大学内行動記録報告	
					不安感・悩み報告	
					PCR 陰性化と復帰相談	
	② 総括責任者に報告				感染者発生時と①の状況に変化があ	
					った場合に報告	
	③ 業務の分掌				▲対象者業務を他の人に分掌	
	④ 大学内2次感染検				▲提出された行動記録に基づき2次	訪問者の大学内の行動記
	証				感染の有無を検証	録を調査し、2次感染の
						有無を検証
	⑤ 濃厚接触者発症時			濃厚接触者が PCR 検査なっで感染		
	対応			が確定した場合、●感染者として		
				のプロトコルを再実施		
	⑥ 復帰の相談と指示			14 日自宅待機後に本人と相談、状	PCR 検査陰性化後に本人と相談、状況	
				況を記録・報告して復帰	を記録・報告して復帰	
	⑦ 建物閉鎖処理				感染者行動記録に基づき建物/建物内	
					閉鎖/入口看板設置	

▲保健所及び危機対策本部の指示・指導のもと行う ▲は危機対策本部の指示により行う ▲は保健所及び危機対策本部と連携して行う

<【D 総括責任者(研究科長)】⇔【E 危機対策本部】>

危機管理のプロトコル D 農学研究科総括責任者

n 公任主任之	4. A. L. AL		● ▽▽ 岩h 土仏	● 冲 同 拉 Ab 土	● ⇒ 汝 ⇒	○ □ 対 1 ナー 計 田 土
D 統括責任者	対象者状態	●健康者	●発熱者	●濃厚接触者	●感染者	●感染した訪問者
	① 感染/濃厚接触者			濃厚接触者の発生を総括責任者	感染者の発生を総括責任者から	
	発生			から危機対策本部に報告	危機対策本部に報告	
	② 回復·登校/就業			濃厚接触者の回復と登校	感染者の回復と登校/就	
	禁止解除の報告			/就業禁止解除の報告	業禁止解除の報告	
	③ 消毒作業				▲対象地区の消毒の実施	▲感染した訪問者の行動記録に
						基づき対象領域を消毒
	④ 感染した訪問者					危機対策本部から感染し
	情報受領					た訪問者の情報を受領
	⑤ リスク管理課への			濃厚接触者の発生を総括責任者	感染者の発生を総括責任者から	
	連絡・情報共有			からリスク管理課に報告	リスク管理課に報告	
	⑥ 大学 HP への情報				HP 発信情報を作成し大	
	発信				学 HP に発生情報配信	
	⑦ 発生事象の研究科内情報				研究科内に発生情報回	
	共有/建物処理				付・建物閉鎖処理指示	

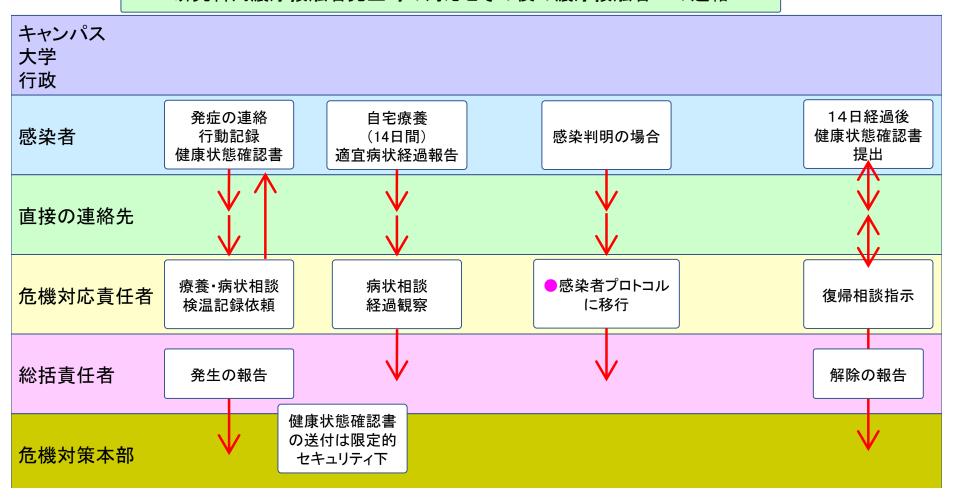
△は保健所の指示のもと、危機対策本部と連携して行う

危機管理のプロトコル 注

- |注1 有症状とは、37.5℃以上の発熱、あるいは感冒·上気道炎様症状、あるいは臭覚·味覚異常
- 注2 濃厚接触者 感染者に症状が出現したあとに、マスクを着用せずに有症状感染者と会話・同席・食事等の接触があった者。(接触者自身がマスクをして手指衛生をしていれば、カンファレンスで同席するといっただけでは濃厚接触とはならない)
- 注3 PCR陰性化、退院後に再燃する症例があるため、退院後も14日間の自宅待機が望ましい
- 注4 行政検査 現時点(3/9)では、濃厚接触者は積極的疫学検査の適応となる
- 注5【帰国者・接触者相談センター】電話 075-222-3421 受付時間 土日・祝日を含む24時間
- (英語・中国語は電話通訳可能。 電話 075-752-1166 (京都市国際交流協会 行政通訳相談 ただし、曜日・時間に限りがあり。英語 (English) 火曜日・水曜日・木曜日 9時~17時 中国語(Chinese) 水曜日・金曜日 9時~17時)

研究科内感染者発生時の対応とその後の感染者への連絡 キャンパス 大学 行政 発症の連絡 療養 別の・濃厚接触者 感染者 病状経過報告 行動記録 プロトコル起動 健康状態確認書 毎日 直接の連絡先 療養•病状相談 2次感染検証 建物閉鎖処理 病状経過観察 感染者発生 危機対応責任者 検温記録依頼 対象者へ指示 感染発生表示 情報発信(別紙) 復帰相談指示 情報発信(別紙) 共用号館の場合 総括責任者 発生の報告 行政•保健所連絡 解除の報告 調整•指示 消毒の手配 消毒作業 健康状態確認書 の送付は限定的 危機対策本部 セキュリティ下

研究科内濃厚接触者発生時の対応とその後の濃厚接触者への連絡



★更新履歴

Ver. 0.0	20200410	暫定版
Ver. 0.1	20200413	執行部指摘版
Ver. 0.2	20200414	執行部確認版